

参考事例

2. 不当条項の類型の追加（第2回）

サルベージ条項

事例2-5-1 消費者契約法検討会報告書 相談事例【199】

〔相談事例〕

インターネットビデオサービスの利用規約「弊社及び第三者プロバイダーは、法律で許容される範囲において、使用者に対して、あらゆる特別損害、間接損害、懲罰的損害、派生的損害その他これらに準ずるもの...について、万一、弊社又は第三者プロバイダーがそれらの損害等について認識を持っていたとしても、一切責任を負わないものとします。」

事例2-5-2 消費者契約法検討会報告書 相談事例【201】

〔相談事例〕

ネットワーク利用規約「また、裁判所において本規約のある規定が無効または執行不能とされた場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとします。」

消費貸借における目的物交付前の解除に伴う損害賠償

事例2-6-1 第6回消費者契約法検討会 消費者契約法改正問題に関する弁護士会アンケート・事例一覧表 相談事例【8】

【事例番号8】

相談者は、クレジットカードのキャッシングや、流通系のカードなどで合計350万円ほどになった借金について、支払えなくなったので、貸してくれる業者がないのかネットで調べてある業者に電話したら、別の業者を紹介してくれて、その業者は、350万円を貸せるが、4ヶ月分の返済額にあたる23万円をまず支払ってくれと言われたとのこと。

相談者を信頼させるためか、まず3万円を振り込むと言って、5000円を引いた2万5000円を振り込み、相談者に入金を確認させた後、23万円を振り込むように指示し、相談者は、23万円を個人名義の預金口座に振り込みました。そうしたら、さらに4ヶ月分の返済額の支払いがいらると言われて、相談者はさらに、23万円を振り込んだ。

翌日、今度は、保証会社にも支払いがいらると言って、46万円を振り込むようになってきたので、相談者は支払えないという、違約金として貸金350万円の30%を支払えと言ってきたとのことでした。

相談者には、警察にも行ってもらい、振込先の口座を凍結してもらいましたが、残高は100円程度とのことでした。

消費貸借における期限前の弁済に伴う損害賠償

事例2 - 7 - 1 裁判例

裁判例 平成8年1月23日 大阪高裁 平7(ネ)1874号

出典 判時1569号62頁

要旨 消費貸借契約における早期完済特約（借主の申し入れにより、弁済期前に支払った場合には、借主は弁済期までの約定利息を支払わねばならないとする合意）は、債務者が期限の利益を放棄して返済期限前に元金残高を返還しようとする場合、借入日から返還までの期間が短ければ短いほど支払うべき未経過利息は多額となり、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律所定の最高限度を超える過大な利率となるから、信義誠実の原則に照らして不当な約款であり、公序良俗に反し無効である。

判示内容

1 被控訴人は、昭和六三年七月一五日から平成三年六月二四日までの間に前後一四回にわたって控訴人から金員を借入、借り換え、借増しを繰り返してきたが、平成二年三月一九日、同年六月二九日、同三年二月一二日の三回の借り入れ時に作成された借用証書の裏面には、第7条として早期完済特約が印刷されているが、それ以外の借用証書には右特約の記載はなかった。

2 控訴人側の担当者であった●●及びその後任の▲▲は、後記3記載を除き、右各貸付の前後を通じて被控訴人に右特約のあることを説明しなかったし、平成二年三月一九日付借増し及び同年六月二九日付借入金の借り換え時には、右特約に基づく利息の支払を請求しなかったため被控訴人は右特約のあることを知らず、また被控訴人も右借用証書を詳しく読まなかったため、右早期完済特約の記載に気づかなかった。

3 被控訴人は、平成三年七月の本件甲野不動産を売却した日に稲垣から早期完済特約に基づく利息金の支払義務のあることを説明されたが理解できなかった。

被控訴人は、平成三年四月二〇日の借入れた一〇〇万円の債務につき同年六月二四日に借入金を二二〇万円とする更改契約を締結したが、同年九月一日に右不動産の売買代金から借入金一〇〇万円及び二二〇万円の元利金等及び右特約に基づく未経過期間の利息として五五〇万円（なお、本来は八一二万六八六〇円であるが、控訴人においてこれを減額した。）を控除され、予想を下回る三三〇万円を手渡された。

4 被控訴人は、控訴人に対し、一二〇〇万円の借入金について平成三年八月二五日までに約定利息合計九四万二七七七円を支払い、同年九月一日に同日までの約定利息七万四九五八円を支払っているから、右五五〇万円を加えた利息六五一万七七三五円は、元金一二〇〇万円、期間二二日について、年利九三・五一三パーセントとなる。

被控訴人の場合は、右特約に基づく利息金を減額されているが、借入期間二二日間について、仮に、約定通りの利息九一四万四五九五円全額を支払うとすると、実質年利は一三一・二〇一九パーセントとなる。

以上の認定事実によると、一応本件早期完済特約の合意はあったものといえるが、例文に過ぎず、被控訴人は右特約のあることさえ知らなかったし、控訴人の担当者は被控訴人が右特約に気づいていないことを知りながら、あえて被控訴人に右特約のあることを教えなかったこと、本件特約が適用されると、被控訴人が期限の利益を放棄して返済期限前に元金残額を返還しようとする場

判示内容
合、借入日から返還までの期間が短ければ短いほど支払うべき未経過利息は多額となり、本件の場合でも約定通り支払った場合はもちろんのこと、減額されて支払っても右に見たとおり、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律所定の最高限度額を超える過大な利率となることを総合勘案すると、本件早期完済特約は、信義誠実の原則に照らして不当な約款であり、公序良俗に反して無効であって、控訴人が右特約に基づき請求できるとして五五〇万円を取得したのは法律上の原因なくして受けた利益となり、被控訴人に返還すべきものであると解すべきである。 そして右の事実からすると、控訴人は右受益につき悪意であったといえる。 二そうすると、控訴人は被控訴人に対し、民法七〇四条に基づいて右五五〇万円及びこれを受領した日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による利息を返還すべきである。 三以上の次第で、被控訴人の本件請求を認容した原判決は結論において相当であるから、本件控訴は理由がない。

事例2 - 7 - 2 消費者契約法検討会報告書 裁判例【63】

裁判例	平成 21 年 10 月 23 日 大阪高裁 平 21(ネ)1437 号
出典	ウエストロー・ジャパン
要旨	消費者契約法所定の適格消費者団体である一審原告が、貸金業者である一審被告の金銭消費貸借契約について、借主が返済期限到来前に貸付金を全額返済する場合に利息及び遅延損害金以外の金員を貸主に交付する旨規定した早期完済違約金条項は、消費者契約法 10 条により無効であるとして、同法 12 条 3 項に基づく本件条項を含む契約締結の差止め及び同各条項を含む借用証書の用紙の廃棄を求めたところ、原審で請求を一部認容とされたため、当事者双方が敗訴部分につき控訴した事案において、本件条項の一部は、貸付けの内容によっては消費者の義務を加重する場合があります、その場合は信義則に反して消費者の利益を一方的に害するといえるなどとして、原判決を相当として控訴を棄却した事例

判示内容
本件条項 A（注：契約条項等、利息付金銭消費貸借契約の借主が貸付金の返済期限が到来する前に貸付金の全額を返済する場合〔期限の利益を喪失したことによる返済を除く〕に、返済時までの期間に応じた利息以外に返済する残元金に対し割合的に算出される金員を貸主に対し交付する旨を定める契約条項）を含む金銭消費貸借契約が利息制限法所定の制限内の利率を定めるものである場合においては、貸主は、期限前弁済がされた場合において、期限までの利息を取得することが許される。したがって、本件条項 A が民法又は商法の規定に比し消費者の義務を加重するものであるか否かは、借主が借入れから期限までの期間に対応する約定の利率による利息を超える金銭を負担する結果となるかどうかによって判断すべきところ、<u>本件条項 A が適用される場合には、当該金銭消費貸借契約における利率や期限の定め、期限前弁済がされた時期や元本額等によっては、借主は、借入れから期限までの期間に対応する約定の利率による利息を超える金銭を負担する結果となる可能性があるのみならず、借入れから期限前弁済までの期間に対応する利息制限法所定の制限利率によ</u>

判示内容
る利息を超える金銭を負担する結果となる場合もあり得ることが認められる。したがって、本件条項 A を含む金銭消費貸借契約が利息制限法所定の制限内の利率を定めるものである場合においても、他の契約条項又は本件条項 A が適用される具体的状況によっては、同条項は、民法又は商法の規定に比し消費者の義務を加重するものであると認められる。 ・・・(中略)・・・ 本件条項 A は、同条項を含む金銭消費貸借契約が利息制限法所定の制限の範囲内の利率を定めるものである場合にも、他の契約条項又は本件条項 A が適用される具体的状況によっては、民法又は商法の規定による消費者の義務を加重するものとして機能することになるものと認められるところ、本件条項 A あるいはこれを含む 1 審被告作成に係る金銭消費貸借契約書（乙 6 ～ 8）を見ても、そのような事態が生じ得ることは一見して明らかであるとはいえず、消費者にとってはそのようなことを理解することは困難である。のみならず、証拠（甲 3、5 の 1、2、甲 15、17）によれば、1 審被告は、約定日ごとに利息と元金最低支払額又は随意の元金を支払い、最終弁済日までに残元金を完済する方式を自由返済と称し、これを 1 審被告における金銭消費貸借契約の特色として宣伝しており、実際に本件条項 A を含む金銭消費貸借契約を締結した事例においても、弁済方法を自由返済としていることが認められるが、本件条項 A のような早期完済違約金条項は、上記の自由返済の概念とは必ずしも整合せず、このような契約条項は消費者をいたずらに混乱、困惑させるものであるといわざるを得ない。このように考えると、本件条項 A は、仮に同条項を含む金銭消費貸借契約が利息制限法所定の制限の範囲内の利率を定めるものである場合にも、これが民法又は商法の規定に比し消費者の義務を加重するときは、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法 10 条により無効となると評価せざるを得ない。

3．抗弁の接続 / 複数契約の無効・取消し・解除

事例 3 - 1 消費者契約法検討会報告書 相談事例【105】

[相談事例]

高校の先輩から「もうかる投資システムがある」と言われ、喫茶店で会社の人と合流して説明を聞いた。先物取引の投資システムについて説明され、プロのトレーダーとして稼いでいる話を聞かされた。「投資をするには DVD ソフトの購入が必要だが、そのソフトを使えばすぐに元を取れる」と言われた。お金がないと言ったら、先輩から「会社員と言って、車の頭金として借りるように」と言われ、消費者金融 3 社から 20 万円ずつ借りて支払った。その後、購入者が参加するセミナーを受けたら、新規に人を紹介すると 10 万円もらえると説明された。DVD を見たが内容は大したことないと思った。DVD の代金を支払ったり投資の元手を得るために人を紹介して紹介料を得ることが必要で、人を紹介することがそもそもの目的だとわかった。自分は投資に興味があっただけで、人を紹介して紹介料を得ようとは思わない。解約して返金してほしい。

事例3 - 2 消費者契約法検討会報告書 相談事例【18】

〔相談事例〕

携帯電話の機種変更をしようと思いショップに行った。スマートフォンを勧められ、同時にタブレットとWi-Fiルータを契約すると通信料が安くなると言われ、契約した。しかし、通信料は安くならず、機器代金も高額である。解約したい。